

ふるさと納税は課税逃れ制度 自己負担を所得に見合った額に

高額な返礼品が問題視されている「ふるさと納税」。野田聖子前総務大臣は9月11日の記者会見でその法規制について言及し、「ふるさと納税はショッピングではない」と述べた。

ふるさと納税はショッピング だからいけないのか。それだけ では決してないだろう。問題の 核心は、この制度がわが国の地 方財政運営の深刻な実態を無視 した、「高額納税者の事実上の 課税逃れ制度」と化してしまっ ている点にあるのではないのか。

高所得者が公然と課税逃れ

ふるさと納税創設の当初の趣旨は「今は都会に住んでいても、生まれ育った故郷に納税できる制度があってもよいのではないか」だった。受け入れ額が急増したのは、高価な返礼品競争が過熱してからで、2017年度には実に3653億円に達した。

ふるさと納税といっても、納税 者が自腹を切るのはわずか2000 円。自分が住む自治体に納める べき住民税や所得税の相当な部 分を納めずに済む。所得税や個 人住民税から控除される上限は、 家族構成にもよるが、年収500 万円で3万~6万円、700万円で 7万~11万円、1000万円で15万 ~18万円程度。要するに、自ら の居住地で水道を使いゴミを出 し、子どもを公立の学校に通わ せているのに、自分の所得に見 合う住民税の負担もせず、場合 によってはわずか2000円の負担 で、真面目に住民税を納める他 の住民の負担に公然と"ただ乗 り"することが、お国のお墨付 きで認められていることになる。

加えて、非居住者である納税 者向けに自治体側から返礼品を 送る慣行があっという間に広が り、過熱した。高級な酒、肉、 電化製品のみならず、ハワイの 宿泊券や航空会社のマイレージ のポイントといった高価な返礼 品までもらえる。高所得者ほど、 のどからつい手が出てしまう 「お得」で「利用しなければ絶 対損しとでもいうべき制度と化 した。ふるさと納税をすれば、 地元の行政サービスにかなりの 程度ただ乗りでき、しかも納税 額のかなりの部分を、高価な返 礼品の形で自分の懐に取り戻せ るからだ。



そもそもこの国で増税がこれ ほど嫌がられるのは、国民の大 多数のなかに「税金は自分より もお金持ちの人が払えばよい という潜在的な意識があるから だろう。それでいて年金はもら いたいし、教育も医療もできる 限り無償で受けたい。「負担」 は毛嫌いするが「見返り」をも らうのは大好き。これがこの国 の何とも虫のよい国民性なのだ。 何でも"お上頼み"で、社会を 維持するコストを誰が負担する のかという"シチズンシップ" の意識は完全に欠落している。 今の自分達の懐の中のことばか り気にして、コストを誰がどの ように負担するのが公平か、と いう議論からは逃げてばかり。 いつまでたっても負担の在り方 の議論や調整ができない結果、 後の世代への借金ばかりが積み 上がっていく。これがこの借金 大国の現実だ。

ふるさと納税は、単純化すれば「居住地での納税義務からは 逃れられるうえに高価な返礼品がもらえる」という枠組み。こ うした私たち国民の「負担は嫌 うが見返りは大好き」という国 民性をまるで狙い澄ましたかのような制度設計になっている。 だからこそ、当初の想定外の規模にまで"大化け"する結果となった。現にインターネット上には、「ふるさと納税サイト」なるものが数多く存在する。

減収分は臨財債につけ回し

では、こうした高額納税者の 事実上の課税逃れ制度を許容し ているこの国の地方財政運営の 実態はどうなっているのか。

総務省は去る7月、本年度の ふるさと納税での住民税の控除 額を公表した。これは、同納税 を行った住民が居住する自治体 が得るべき本来の税収を、どれ ほど取りはぐれたかに相当する。 最大は約64万人が同納税を行っ た東京都で、彼らのふるさと納 税931億円のうち上述の基準に 当てはまる646億円の税収を東 京都および都下の市区町村は失った。

能性もある。要するに、東京都 民の分だけで、数百億円規模の 高額納税者中心の事実上の課税 逃れが発生しているのだ。

あくまで筆者の推測に過ぎないが、この制度導入の際、余りにも目に余る税収の東京一極集中に、何とか一矢報いてやりたいという思いが政治家や国民のどこかにあったのではないか。もしそうなら、今日の結果はその狙い通り、というところか。

しかしながら、ふるさと納税を行うのは都民ばかりではない。 地方交付税の交付団体であれば、 という条件付きではあるが、ふ るさと納税による税の流出分の 75%は交付税措置で補てんされ る。ひるがえって、その地方交 付税制度の実態をみれば、交付 税の本来の原資である国税5税 が、交付税として本来必要な に不足する状態に陥ってすでに 20年以上が経過している。

かつては交付税特別会計の借 り入れでしのいでいた時期もあったが、現在の臨時財政対策債 という、交付団体に財源不足分 の借金のつけ回しをする奉加帳 方式をとるようになって今年で 18年目だ。総務省は入ってくる 当てのない税収を含めた交付税 配分をすでに20年以上、来る年 も来る年も実施していることに なる。

こうした実態に鑑みれば、ふるさと納税に起因する減収分にかかる交付税措置の上乗せ分は、結局、全国の交付団体向けの、 臨時財政対策債という奉加帳に 上乗せされることになる。これ がふるさと納税の実態だ。マク ロでみれば、地方財政全体を改 善させる効果などないのだ。

返礼品規制では解決せず

ふるさと納税は、高額返礼品を規制し、返礼品を地場産品に限るように法改正をすればすむ問題ではないことは明らかだろう。そもそも、総務省が返礼品に関する通知を発した際、なぜ「3割」としたのかも定かで置い。この国の慶弔時の慣習である「半返し」「3分の1返し」ないった一般的な社会通念あたりが根拠というところか。しかしその基準を徹底したところか。しかしそくとも3割相当の課税逃れ問題は残ってしまうのだ。

野田前総務大臣も言ったよう にふるさと納税が寄付だという のなら、それを徹底する枠組み に抜本的に改めることが求を一 に抜本的に改めるこり担分を の2000円という少額にとど各納 でいる点にあり、これを金郎 で見合った金郎 に見直すべきだろう。そうす額 に見直すべきと納税全体の金味で ば、かすれども、本来の 意とでいる に収束している に収束している。

そして何よりも、税収が偏在 するわが国の地方財政制度について、納税者の気まぐれ頼みの 制度ではなく、抜本的な見直し に取り組むことが求められる。 (日本総合研究所 調査部上席 主任研究員)